

令和5年洞爺湖町教育委員会第3回臨時会会議録

日 時	令和5年5月17日（水） 13：30より
場 所	役場第2委員会室
出席委員	教 育 長 渋 川 賢 一 委 員 吉 田 聡 委 員 岡 本 里 佳 委 員 岩 崎 義 久 委 員 来 栖 由 喜
欠席委員	無し
説明員	管理課長 高 橋 謙 介 社会教育課長 原 美 夏 社会教育課参事 角 田 隆 志
会議録調整者	管理課主査 大 楽 泰 生
傍 聴 者	無し
日 程 第 1 【開会宣言】	渋川教育長 開会を宣言する。（13：30）
日 程 第 2 【前回会議録の承認】	渋川教育長 各委員の署名により、承認を確認。
日 程 第 3 【教育長諸般の報告】	渋川教育長 5／ 8 定例校長会議（第2委員会室） 5／ 9 部課長会議（202会議室） 5／10 町議会5月会議（議事堂） 5／12 令和5年度第1回洞爺湖町教育支援委員会（防災研修ホール） 5／15 洞爺湖町体育協会総会（第2委員会室） 5／16 洞爺湖町教育研究会総会・研修会（洞爺中体育館） 〃 令和5年度第1回スポーツ推進委員会議（302会議室） 5／17 教育委員会議（第2委員会室）

日 程 第 4
【 報 告 事 項 】
・ 報告第 1 2

渋川教育長

日程第 4、報告事項、報告第 12 号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について事務局よりお願いいたします。

原社会教育課長

社会教育課所管の各種事務事業の取り組みについて次のとおり報告いたします。

1 寄附について

このたび、次の方より寄附の申し出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

物品の寄附（社会教育課へ）匿名 こいのぼり一式（新品）のものでございます。

2 各種事務事業の取組状況についてです。

(1) 洞爺湖芸術館ワークショップの開催について

洞爺湖町出身の彫刻家・藤沢レオ氏を招いて、ゴールデンウィーク特別ワークショップ「アウトドアのテッパン。- グリルプレートづくり -」を 5 月 3 日及び 4 日の 2 日間にわたって開催いたしました。2 日間で 12 組 24 人の参加があり、参加者は講師の指導のもと、厚みのある鉄板を炉で熱して叩いて加工する作業を繰り返し、オリジナルのグリルプレートづくりに夢中になって取り組んでいました。今後も引き続き、芸術文化に広く興味、関心を高めていただけるよう事業の実施に取り組んでまいります。

(2) こどもの日縄文体験、あそびの日事業の開催について

5 月 5 日（金）、こどもの日に様々な体験を楽しんでもらうことを目的に「こどもの日縄文あそびフェスタ in とうや湖」を、洞爺湖レクリエーションクラブと共催で母と子の館にて開催いたしました。当日は、町内外から親子連れなど約 50 名の方々の来場をいただき、縄文のコーナーでは勾玉づくり、アンギン編み、あそびのコーナーでは、缶バッジづくりやニュースポーツのモルックなどを体験しました。開催に当たりましては、TOYAKO 縄文の会のご協力をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。以上です。

渋川教育長

質問があればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

岡本委員

こいのぼりはどちらで上がるんですか。

原社会教育課長

今年度については天候の関係とかもありましたので、この「こどもの日縄文体験、あそびの日」に、母と子の館の会場内へ飾らせていただきました。

洞爺湖町教育行政審議会条例の制定について、町長より意見が求められたということになりまして、これに対する承認の議決を求めるものでございます。

6 ページ目ご覧いただきたいと思います。こちらが洞爺湖町長から教育長に対し、条例案に対する意見の聴取がされた書類となっております。7 ページ～9 ページまでが条例案でございます。これにつきましては、前回の教育委員会議の協議事項の中でお話した内容を条例という形式にしたものでございます。内容につきましてご説明いたします。第1条、目的につきましては、洞爺湖町の教育の振興と発展、並びに教育課題に迅速に対応するため、地方自治法に基づく審議会、洞爺湖町教育行政審議会を置くものでございます。所掌事項につきましては、教育委員会の諮問に依拠して、次に掲げる事項について必要な調査審議を行い、教育委員会に答申または建議するものです。一つ目が教育目標と教育ビジョンの策定見直しに関する事項。二つ目が教育ビジョンの実施にあたって必要な事項。三つ目はその他、教育委員会が必要と認めた事項となっております。第3条につきましては、教育委員会の責務でございます。教育委員会は前条の諮問に当たり広く町民の意見等を聴くよう努めなければならない。教育委員会は審議会からの答申を尊重しなければならない。と言った努力規定を設けているところでございます。組織といたしましては、第4条、審議会は25人以内の委員で構成し、次に掲げる団体等から教育委員会が任命するものです。第1号として学校教育関係者、第2号として社会教育関係者、第3号で保護者、第4号で教育について優れた見識を有する者、第5号で公共的団体等に属する者、第6号で公募による者、と定めてございます。第5条は委員の任期等でございます。委員の任期は3年という形で、欠員の場合は前任の残任期間とするもの、8ページになりますけれども第2項で委員の再任規定。第3項では委員の任期が終了しても、特例として在任することがある、ということを記載しております。第4項では、委員が職務遂行不能と認めたときには、教育委員会は罷免することができる。第5項は守秘義務規定を設けてございます。第6条は正副会長で、審議会に会長及び副会長1人を委員の互選により選出すること。第2項、第3項については、審議会の運営に関する内容を記載してございます。第7条は会議でございまして、会長が招集する、第2項は会議の議長は会長となる。第3項では過半数の出席要件、第4項では可否同数の場合の決定方法を記載しているところでございます。第8条は専門部会といたしまして、専門の事項を調査審議させるため専門部会を置くことができること、委員は会長が選任することと、その他必要な事項は審議会が別に定める、となっております。第9条庶務につきましては教育委員会において行う。第10条は委任でございます。この条例に定めるもののほか、審議会に必要な事項は規則で定めると。9ページ目、附則でございます。この条例は令和5年7月1日から施行する。第2項で、この条例の施行後最初に開かれる会議は、まだ会長が決まってないので教育委員会が招集する、というような経過措置を設けているところでございます。以上この条

・ 議案第 25 号	例案に対し承認するということに対して、ご提案を申し上げます。 渋川教育長 質疑をお受けいたします。 吉田委員 参考までに教えていただきたいんですけども、第 5 条の 4 項、そういうことをまずないと思うんですけども、委員に職務上の義務違反その他、委員たるに適しない非行がある場合は罷免、というのはわかるんですけど、その心身の故障のために職務執行ができない場合も罷免という言葉を使うのでしょうか。 高橋管理課長 一般的な書き方になるんですけども。例えば精神疾患とかになってですね、委員会に出席できないといった時には、大体は本人から辞任っていう形がなされるのが通常だと思うんですけども、そこがなされないといったような特別の場合を想定して記載されております。一般的には、本人から辞任が出され、認められ、辞める、というのが流れかなというふうに思いますけれども、想定の場合ですけども、そういった場合にならないときがあれば、こちらから辞めて頂く、一般的には罷免という表現になりますあが、そのようなことができるというような形で設けさせていただいております。 吉田委員 文言上はこれで大丈夫という形ということですね。わかりました。 渋川教育長 その他いかがでしょうか。 《「なし」の声》 それでは、異議なしと認めます。議案第 24 号につきましては、原案のとおり可決されました。 議案第 25 号、洞爺湖町立学校運営協議会規則の一部改正について事務局よりお願いいたします。 高橋管理課長 議案書 10 ページ目でございます。議案第 25 号、洞爺湖町立学校運営協議会規則の一部改正についてでございます。 洞爺湖町立学校運営協議会の一部を改正する規則を次のように定めるものでございます。内容といたしましては、本日お配りしております。一部改正概要というペーパーがあるかと思えます。そちらでご説明申し上げたいと思います。
-------------------	--

日程第 7 【 そ の 他 】 日程第 8 【 閉 会 】	まず、改正の趣旨でございます。学校運営協議会、コミュニティースクールの委員の任期の時期と学校運営の期間、学校は 4 月から 3 月という中で運営を行っていくんですけども、ここに差異が生じていたと。ここを統一していただきたいと学校等からの要望を踏まえまして、今回規則の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、現在、虻田温泉地区の委員の任期は令和 4 年 6 月 13 日から令和 6 年 6 月 12 日。洞爺地区は令和 3 年 6 月 28 日から令和 5 年 6 月 27 日という、年の途中での任期変えとなっております。学校の運営は 4 月から 3 月の中で計画を立て、学校運営協議会委員さんに諮ってやって行くという中で、このズレを解消するため、今回の改正を行うと。改正の中身については 2 年という規定がこの学校運営協議会の中の第 10 条第 1 項に書いてあるんですけど。そこを、令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの間に任期が満了する委員の任期に限って、2 年以内にします。というような特例を設けたいと思っております。そうすることで、洞爺地区については、今年の 6 月 27 日以降に改選があるんですけども、任期を 2 年以内とすることで、変更後は令和 5 年 6 月 28 日から令和 7 年 3 月 31 日までの任期で委嘱をし、次からは 4 月から 3 月までの改選期間、というような形に設定することが可能になることから、このような規則の改正を提案するものでございます。議案書に戻っていただきまして、附則でございます。この規則は令和 5 年 6 月 1 日から施行するものでございます。以上、ご提案申し上げます。 渋川教育長 質疑をお受けしたいと思います。 《「なし」の声》 異議なしと認めます。議案第 25 号につきましては、原案のとおり可決されました。 日程第 7、その他でございますけども、委員の皆様から何かございますか。 《「なし」の声》 以上をもちまして、洞爺湖町教育委員会令和 5 年第 3 回臨時会を終了いたします。 13：45 閉会
---	--